

Ⅲ 申立てQ&A

Q1 市町長申立ては「権限」か、「義務」か

A 条文上は「できる」規定ですので、原則は「権限」ですが、虐待案件のように、速やかに申立てを行わなかったために、本人の権利が侵害されるようなときは「義務」となりうる場合があります。（詳細は本マニュアル P12～13 の市町長申立ての必要性を参照してください。）

Q2 65歳未満の認知症者の申立ては

A 老人福祉法第5条の4及び第32条によれば、65歳未満の方であっても、特に必要があると認められる場合には老人福祉法の対象とされています。そのため、市町長申立てをすることが可能です。

Q3 外国籍の方は後見制度を利用できますか

A 外国人の日本における法律行為についての管轄や準拠法について定められている「法の適用に関する通則法」の第5条において「裁判所は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき者が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）をすることができる。」と定められています。

なお、「登記されていないことの証明書」は、外国人にも発行されます。

Q4 親族調査や同意書の範囲はどのように判断すればいいか

A 親族調査の範囲については、平成17年7月29日付で厚生労働省より通知が発出され、申立て手続きが例示されていますので御参照ください。

なお、親族の同意は「推定相続人」が1つの目安となります。

Q5 同意書が返送されない場合はどのようにすればいいか

A 同意書を送付した経緯、同意書の返信がなかった旨等を申立書、親族関係図等に記載するか、又は上申書などで家庭裁判所に伝える方法もあります。

場合によっては、家庭裁判所から通知する場合があります。

Q6 3親等以上の推定相続人の意向確認は必要か

A 平成17年の親族調査に関する厚労省の通知はあくまでも技術的助言であって、手続き上、3親等以上の推定相続人の調査を一切不要とするものではありません。

家庭裁判所は、後見等申立時には、推定相続人の意向確認を求めていますので、推定相続人が3親等以上の親族の場合は、意向確認をする必要があります。

Q7 判断能力に疑義のある親族の同意はどうすべきか

A 同意できる能力があれば、同意書は提出した方がよいでしょう。判断能力の見極めが難しい場合は、上申書にその旨を記載して提出します。

Q8 虐待している親族に市町長申立てを知られたくない場合はどうすべきか

A 虐待をしている親族に申立てを知らせる必要はありません。

申立ての際には、親族に知らせない方がよい場合については、親族に申立てを知らせていない事情や理由を書いた上申書を添えて申立てを行うようにします。

後見開始の際の審判の記録については、当事者または利害関係を疎明した第三者に請求権があります。親族の場合、記録の閲覧を請求することが出来ます(家事事件手続法 47 条第1項)が、申立てをしていない親族は、あくまで利害関係人として扱われます。

利害関係人が審判記録の閲覧等を申立てした場合、家庭裁判所が相当と認めるとき、許可されます。

いずれにしても、閲覧等を制限する合理的な理由がある場合は、申立ての際に秘匿希望の申し出をしておく必要があります。

秘匿の申し出方法

まず、秘匿を希望する情報が本当に裁判所に伝えなければいけない情報かどうかを精査します。必要のない情報を伝達することは情報流出の危険性が増すことになります。

裁判所は、後見等開始の審査に当たって必要な範囲に限った情報さえあれば審査に支障はありません。

例えば、本人が現在入所している施設や入院先の病院を知られたくない、申立書等に書きたくない場合、代わりにの所在を書いていただくことで秘匿した情報を明記しないことができることがありますので、事前に家庭裁判所に相談しましょう。

精査の上、なお秘匿を希望する情報が記載された書面を提出する場合、秘匿を希望する部分がわかるようにした上で、表紙としてP.60の「非開示の希望に関する申出書」を付け、ステープラーで一体化させ、非開示を希望する理由、日付、署名押印をしてください。

なお、秘匿希望の申出に基づき、実際に秘匿として扱うかどうかは、最終的に家庭裁判所が判断します。場合によって、希望があったとしても開示される場合があります。

Q9 審判に対して不服申立て(即時抗告)された場合はどうなるのか

A 家庭裁判所の審判に対しては、審判を受け取った日から2週間不服申立て(即時抗告)ができます。

親族が後見等開始の審判申立てに反対し、抗告した場合でも、高等裁判所は後見等の必要性を判断し、その判断が認められれば、即時抗告は棄却され、家庭裁判所の審判は確定します。

なお、不服の申立て(即時抗告)は後見人等をつけること自体に対してであり、選ばれた後見人等への不服申立ては出来ません。

Q10 扶養者がいる場合はどうなるのか

- A** 本人の財産で親族を扶養することはある程度、許されます。特に夫婦間では、相手が自分と同等の生活が営めるようにという生活保持義務関係となり、婚姻費用の分担義務があります。
- 親子の関係では、従前の関係性や本人の財産をみてどこまで許されるかは家庭裁判所での判断となります。本人等の調査をしてから後見人が家庭裁判所に相談し決定します。

Q11 住所地特例等の場合どこの市町村が対応するのか(報酬助成を含む)

- A** 申立については、「どちらで対応すべきか国として見解は出していない(厚生労働省老健局)」とのことで、本マニュアルP42を御参照ください。
- 報酬助成については、「基本的に、住民登録のある市町村での利用を想定している(県長寿政策課)」とのことです。
- なお、住所地特例対象者の場合は、任意事業については、施設所在地市町村と保険者市町村、どちらの市町村の制度も利用できると「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」に記載されています。市町村間での事前の調整が必要と思われます。

Q12 後見人等の報酬はいくらぐらいですか

- A** 報酬は、家庭裁判所が本人の財産状況などを考慮し決定します。
- 静岡家庭裁判所では目安等は示していませんが、公表されている東京家庭裁判所の基準が参考になると思われます。

成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬(これを「基本報酬」と呼びます。)の目安となる額は、月額2万円です。

ただし、管理財産額(預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額)が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になる場合が多いので、管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額を月額3万円~4万円、管理財産額が5000万円を超える場合には基本報酬額を月額5万円~6万円とします。

なお、保佐人、補助人も同様です。

<東京家庭裁判所の目安抜粋>

Q13 審判にかかる期間はどれぐらいですか

- A** 事案や後見等候補者の有無などによりますが、通常は1カ月から3カ月程度のようにです。

Q14 申立費用は市町の負担になりますか

A 後見等の審判開始の申立てを行った場合の手続き費用に関しては、原則として申立人の負担とされています。

しかし、「特別な事情」(家事事件手続法第28条)がある場合には、家庭裁判所は申立人以外の「関係人」に手続き費用の全部または一部の負担を命ずることができるものとされています。市町長が申立人になる場合は、この「特別な事情」に該当するとして、本人等に手続き費用の負担を命ずることが親族申立ての時よりも多いようです。

したがって、申立書の「申立ての実情」の欄に、費用負担については同法 28 条により本人に求償したい旨を記載し、費用負担命令が下れば、市町長は予納した手続き費用について本人等に求償することができます。

Q15 市町長申立ての事務手続き業務を委託出来ますか

A 裁判所提出書類の作成は、弁護士及び司法書士の独占業務ですので、弁護士(会)か司法書士(会)に依頼をすることになります。社会福祉士(会)は非弁行為・非司行為に抵触するため受託出来ません。

なお、事務手続きの業務委託に係る費用は、市町事務の委託であるため、申立て費用として本人等に求償することは出来ません。

Q16 生活保護受給者にも、後見人等の申立てはできますか

A 後見等の申立ては、保有する資産額により判断されるものではありません。

事理弁識能力が低下した方の法律行為や身上監護について、資産と権利を守るために、後見人等が選任されるべきものです。

しかし、実際には後見人等への報酬面で躊躇される場合も多いと思われます。各市町で利用支援事業の適用や法人後見等の活用を検討し、必要があれば申立てを行うことが望ましいです。

Q17 申立ての類型はどのように判断するのですか

A 主治医の診断書(成年後見用)の後見・保佐・補助の類型等を参考に家庭裁判所が決定します。家庭裁判所は、概ね、長谷川式 11 点以下、MMSE14 点以下であれば、事案によっては鑑定を省略の上、後見類型とする運用をしているようです。